

佐渡市下水道事業経営戦略(案)

団 体 名 : 佐渡市

事 業 名 : 公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業

策 定 日 : 令和 4 年 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共 国府川：平成7年度(26年) 両津：平成14年度(19年) 特環 相川・小木：平成11年度(22年) 赤泊：平成15年度(18年) 羽茂：平成17年度(16年) 川茂：平成20年度(13年) 農集 多田：昭和61年度(35年) 漁集 姫津・達者：平成10年度(23年) 琴浦・亀脇：平成15年度(18年) 沢崎：平成20年度(13年) 江積・田野浦：平成21年度(12年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(全部適用)
処理区域内人口密度	公共：17.07 特環：18.64 農集：5.04 漁集：11.90	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	公共：2処理区(国府川・両津) 特環：4処理区(相川・小木・羽茂・赤泊) 農集：1処理区(川茂) 漁集：6処理区(多田・姫津・達者・琴浦・江積・田野浦、沢崎・亀脇)		
処理場数	公共：2処理場(国府川浄化センター・両津浄化センター) 特環：4処理場(相川浄化センター・小木浄化センター・羽茂浄化センター・赤泊浄化センター) 農集：1処理場(川茂浄化センター) 漁集：5処理場(松ヶ崎浄化センター・姫津・達者浄化センター・江積・田野浦浄化センター・沢崎浄化センター・亀脇浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成16年3月琴浦処理区を特定環境公共下水道の小木処理区に接続している。 平成26年4月市町村合併10年経過により、国府川流域下水道が新潟県から佐渡市に移管され、公共下水道となった。 令和3年度の全体計画の変更及び令和4～5年度に予定している事業計画(認可)変更により、一部地域を公共下水道区域から個別処理(合併処理浄化槽)区域へ変更する予定である。 また、令和8年度に小木処理区と羽茂処理区を統合し、羽茂浄化センターを廃止する予定である。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用量を定めた従量使用料制(外税方式) 基本料金10m ³ まで1,715円(税込1,886.5円)、超過料金1m ³ につき218円(税込239.8円) ※全国平均の2倍近い使用料(公共下水道4,830円/20m ³ 税込)であり、接続促進の妨げとなっていたため、平成25年度に各処理区で違っていた料金体系を統一するとともに、水道料金並みに値下げし、平成25年9月分使用料から適用した。						
業務用使用料体系の 概要・考え方							
その他の使用料体系の 概要・考え方							
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	4,284	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	4,269	円
	令和2年度	4,284	円		令和2年度	4,331	円
	令和3年度	4,284	円		令和3年度	4,339	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	令和4年度現在:14名(特定環境公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水を含む。) 上下水道課:課長補佐 1名、下水道総務係 4名、下水道工務係 4名、下水道維持管理係 3名 両津支所:上下水道係 1名、羽茂支所:上下水道係 1名 ※H25:16人、H26:15人、H27:14人、H28:14人、H29:13人、H30:13人、R1:14人、R2:14人、R3:14人
事業運営組織	平成16年3月1日市町村合併、本庁及び支所:水道課(下水道係) 平成18年度～本庁:建設部下水道課(庶務係、工務係、維持管理係)、支所:建設水道課(上下水道係) 平成22年度～本庁:上下水道課(庶務係、工務係、維持管理係、普及促進係)、支所:産業振興課(上下水道係) 平成27年度～本庁:上下水道課(庶務係、工務係、維持管理係)、支所:産業建設課(上下水道係) 平成29年度～本庁:上下水道課(下水道総務係、下水道工務係、下水道維持管理係)、支所:上下水道係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	現在、下水道施設(処理場・中継ポンプ場・マンホールポンプ場)の維持管理業務を委託により実施しています。
	イ 指定管理者制度	活用していない。
	ウ PPP・PFI	活用していない。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設なし。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別添(公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水事業・漁業集落排水事業)

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口予測の推計にあたっては、令和3年度末の処理区域内人口を基に、『佐渡市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン(令和4年3月改定)』による将来推計人口を根拠とした人口減少率を乗じて推計した。

(2) 有収水量の予測

年度によって有収水量の増減はあるものの、過去5年間を通して有収水量は横ばいとなっている。 今後は、(1)で予測した処理区域内人口を基に、新規接続により水洗化率が1.35%/年増加するものとして推計したが、人口減少による影響が大きく、また、節水意識の向上や節水機器の普及もあり、有収水量は概ね横ばいで推移するものとした。
--

(3) 使用料収入の見通し

面整備については、令和10年度の概成を目指しており、処理区域は拡大するものの人口減少による自然減により、処理区域内人口への上振れ要因は無いものとした。
未接続世帯への普及促進活動により、接続率の向上を図り、使用料収入の増収を目指すこととしている。

(4) 施設の見通し

管渠は、法定耐用年数が50年であるため、更新を想定していないものの、不明水が多い処理区もあり、カメラ調査などにより緊急度が高いと判断される箇所については、管更生工法等で対策していく。マンホールについても、圧送管吐口など腐食の可能性が高い箇所や県道幹線等車道部分(ストックマネジメント計画策定済処理区)などについても定期的に点検を実施し、必要に応じて更新していく。
終末処理場及びポンプ場については、ストックマネジメント計画、機能保全計画又は最適整備構想 策定済処理区においては、その計画に応じて、国庫補助を活用し設備更新を実施し、市単独費での修繕費を削減していく。
また、市内のほとんどの終末処理場で余剰能力があるため、処理区の統合も検討しているが、農業及び漁業集落排水については、検討の結果、費用対効果の観点から当面の間統合が不適当という結果となった。今後は、小木処理区と羽茂処理区の統合は既定路線であるが、国府川処理区と相川処理区統合の可能性についても引き続き検討し、効率化を図っていく必要がある。

(5) 組織の見通し

・本庁・支所合計で職員14名体制となっているが、下水道関連支所業務の比率が減少のため、水道事業会計とも協議しながら支所の人件費負担のあり方を検討していく。
・年齢バランスを考慮しながら、下水道工務・維持及び企業会計の人材を育成していく。

3. 経営の基本方針

佐渡市の総面積は、855.68平方キロメートルと広大であり、地形・集落の点在等により複数(12浄化センター)の施設を管理・運営しており、管渠工事は現在も継続して整備中である。
下水道使用料は全国でも高い水準となっており、高齢化に加えて人口も減少が進み、水洗化率及び使用料収入は伸び悩んでいる。
このため、現状では維持管理費を使用料収入で賄うのが限界で、資本費の回収は見込めないため、一般会計からの繰入金により経営を維持している状態である。
このことから、継続的に安定したサービスを提供していくために、基本方針を以下のとおりとして下水道事業に取り組んでいく。

【下水道施設の維持管理や接続促進により、河川等の水質改善による美しい自然環境の保全と防災力を向上させ、安全・安心な市民生活の継続を目指します。】

① 下水道への接続促進

供用開始区域での水洗化の向上を図るため、未接続世帯への啓蒙普及活動を実施し、接続促進と使用料の増収を図ります。

② 安定した下水道経営と施設の維持管理

下水道全体計画の見直しにより、建設コストを抑制し、資本費及び起債残高の縮減を図ります。
PDCAサイクルの実践により、定期的な経営戦略の改定を実施し、安定した下水道経営に努めます。
処理施設の統廃合や汚泥の運搬・処分等の共同化・効率化による維持管理費に軽減に努めます。

③ 災害に備えた体制整備

雨水排除のための計画的な施設整備と公衆衛生を支えるインフラとしての使命を災害時でも果たすことができるように避難所のマンホールトイレを整備します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	【国庫補助事業の事業費を8億円程度を限度として、次の事業に取り組みます。】 <ul style="list-style-type: none">・汚水管渠整備事業については、令和10年度の概成を目指します。・雨水管渠整備事業については、令和8年度の概成を目指します。・広域化事業については、令和8年度までに小木処理区・羽茂処理区の統合を目指します。・地震対策事業については、耐震診断及び耐震補強工事を必要な施設で実施するほか、令和8年度までにマンホールトイレ下部構造を主要な避難所8ヶ所で整備します。・ストックマネジメント事業については、令和8年度までに全処理区での計画策定を完了し、適宜施設更新事業を実施します。
-----	---

【主な取組例】 <ul style="list-style-type: none">・汚水管渠整備(令和3年度～) 総額3,099百万円・雨水管渠整備(令和3年度～) 総額285百万円・広域化(令和3年度～) 総額334百万円・地震対策(令和3年度～) 総額623百万円・ストックマネジメント(令和3年度～) ※集落排水分含む。 総額4,168百万円

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none">・将来の大規模な施設修繕に備えるため、起債残高の縮減を図ります。(令和3年度181億円)・人口減少による接続人口の自然減を水洗化率の向上でカバーし、使用料収入の維持に努めます。・し尿受入施設からのし尿受入単価の適正化を図ります。・し尿処理負担金を加味した経費回収率を令和8年度までに90%へ向上します。(令和3年度85.70%)
-----	---

【主な取組例】 <ul style="list-style-type: none">・下水道全体計画の見直しにより整備面積を縮小し、建設費の抑制を図り起債残高を縮減する。・市報及びホームページ等を活用した広報活動、アンケートの実施・分析、未管理浄化槽の指導を兼ねた下水道への接続推進活動等を実施します。・環境対策課(ほか関係課と長年見直されていないし尿受入単価の適正化に向け協議し、令和6年度を目途に受入単価の4割増を目指します。・料金改定については、経営状況を踏まえ、水道事業と歩調を合わせながら検討します。・公共施設については、下水道区域内であれば必ず接続するよう担当部署に要請します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【主な取組例】 <ul style="list-style-type: none">・現在、下水道施設(処理場・中継ポンプ場・マンホールポンプ場)の維持管理業務を委託により実施しているが、令和6年度の長期継続契約の更新時までには、運転管理＋ユーティリティー管理までを性能発注方式で委託する包括的民間委託(レベル2)とすることを検討している。
--

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・小木及び羽茂処理区の統合を令和8年度に実施する。 ・国府川及び相川処理区の統合についても引き続き情報を収集し検討していく。 ・新潟県の広域化・共同化計画の策定に参画しており、今後、汚泥施設の統合、下水道公社の活用及び薬品の共同購入などの参加の可否について検討していく。
投資の平準化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平準化債を3億円/年程度借り入れている。 ・処理区ごとに策定されたストックマネジメント計画等を統合し投資的経費の平準化を図りたい。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥処理方式を堆肥化とした場合に、特別目的会社を設立するなど、PFI事業スキーム導入の可能性はある。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、国内でも高額な方であることから、水洗化率の向上を図りながら減収を抑え、料金改定については、経営状況を踏まえながら、上下水道料金として総合的に検討する。
資産活用による収入増加の取組について	<ul style="list-style-type: none"> ・下水熱の利用に関しては他のバイオマスの活用も含めて庁内で検討を進めている。
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、下水道施設(処理場・中継ポンプ場・マンホールポンプ場)の維持管理業務を委託により実施しているが、令和6年度の長期継続契約の更新時までには、運転管理＋ユーティリティ管理までを性能発注方式で委託する包括的民間委託(レベル2)とすることを検討している。
職員給与費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁・支所合計で職員14名体制となっているが、下水道関連支所業務の比率が減少のため、水道会計とも協議しながら支所の人件費負担のあり方を検討していく。 ・包括的民間委託により人員配置や体制を見直す。
動力費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的民間委託(レベル2)の導入によって、縮減を図る。
薬品費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的民間委託(レベル2)の導入によって、縮減を図る。 ・新潟県の広域化・共同化計画による薬品の共同購入を検討していく。
修繕費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックマネジメント計画に基づく更新事業を適正に実施し、市単独費による修繕を削減していく。
委託費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的民間委託(レベル2)の導入によって、縮減を図る。
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略は、PDCAサイクルの実践により、進捗管理、事後検証を行い、必要に応じて本経営戦略の見直しを行う。(少なくとも5年に一度見直しを行なう。) また、料金改定についても、経営状況を踏まえながら、上下水道料金として総合的に検討する。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)(案)

(単位:千円)

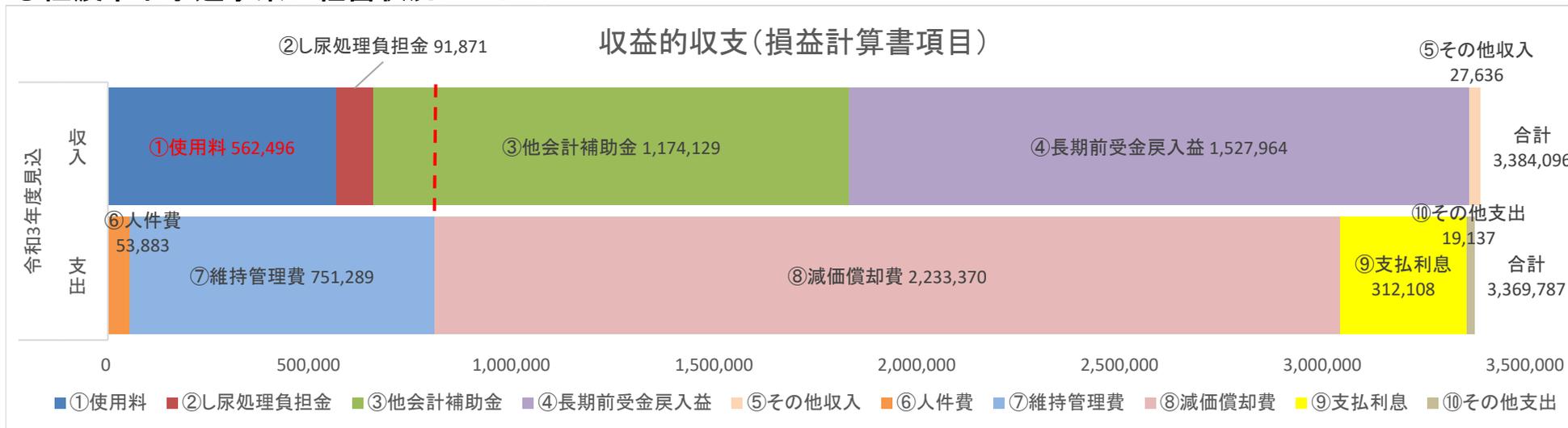
年 度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
区 分		〔 決 算 〕	〔 決 算 〕 〔 見 込 〕										
資本的収入	1. 企業債	729,100	754,600	1,046,000	735,000	742,000	740,500	761,000	728,000	706,000	711,000	701,000	701,000
	うち資本費平準化債	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	470,111	575,588	590,148	587,800	602,777	537,563	520,306	506,946	466,691	443,682	449,299	402,277
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	358,280	408,127	922,615	355,320	362,000	350,500	356,000	403,000	406,000	411,000	401,000	401,000
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	19,116	29,928	29,756	14,730	14,730	14,730	14,730	14,730	11,000	9,000	7,000	5,000
	9. その他												
	計 (A)	1,576,607	1,768,243	2,588,519	1,692,850	1,721,507	1,643,293	1,652,036	1,652,676	1,589,691	1,574,682	1,558,299	1,509,277
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	184,400	116,400										
	純計 (A)-(B) (C)	1,392,207	1,651,843	2,588,519	1,692,850	1,721,507	1,643,293	1,652,036	1,652,676	1,589,691	1,574,682	1,558,299	1,509,277
	資本的支出	1. 建設改良費	675,191	1,028,413	1,611,500	856,691	912,250	861,715	889,186	909,763	882,645	892,633	873,627
うち職員給与費		39,963	37,388	37,837	38,291	38,750	39,215	39,686	40,163	40,645	41,133	41,627	42,127
2. 企業債償還金		1,401,638	1,412,346	1,410,163	1,388,686	1,388,150	1,367,671	1,341,425	1,306,172	1,285,318	1,270,991	1,263,186	1,246,436
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他	75,224	72,540	67,380	62,050	58,005	44,069	41,636	33,351	28,335	25,202	20,159	18,406	
計 (D)	2,152,053	2,513,299	3,089,043	2,307,427	2,358,405	2,273,455	2,272,247	2,249,286	2,196,298	2,188,826	2,156,972	2,138,469	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	759,846	861,456	500,524	614,577	636,898	630,162	620,211	596,610	606,607	614,144	598,673	629,192	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	683,298	644,616	351,833	587,587	611,571	604,835	594,884	571,283	581,280	588,817	573,346	603,865
	2. 利益剰余金処分量												
	3. 繰越工事資金		184,400	116,400									
	4. その他	76,548	32,440	32,291	26,990	25,327	25,327	25,327	25,327	25,327	25,327	25,327	25,327
計 (F)	759,846	861,456	500,524	614,577	636,898	630,162	620,211	596,610	606,607	614,144	598,673	629,192	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	18,774,433	18,116,687	17,752,524	17,098,838	16,452,688	15,825,517	15,245,092	14,666,920	14,087,602	13,527,611	12,965,425	12,419,989	

○他会計繰入金

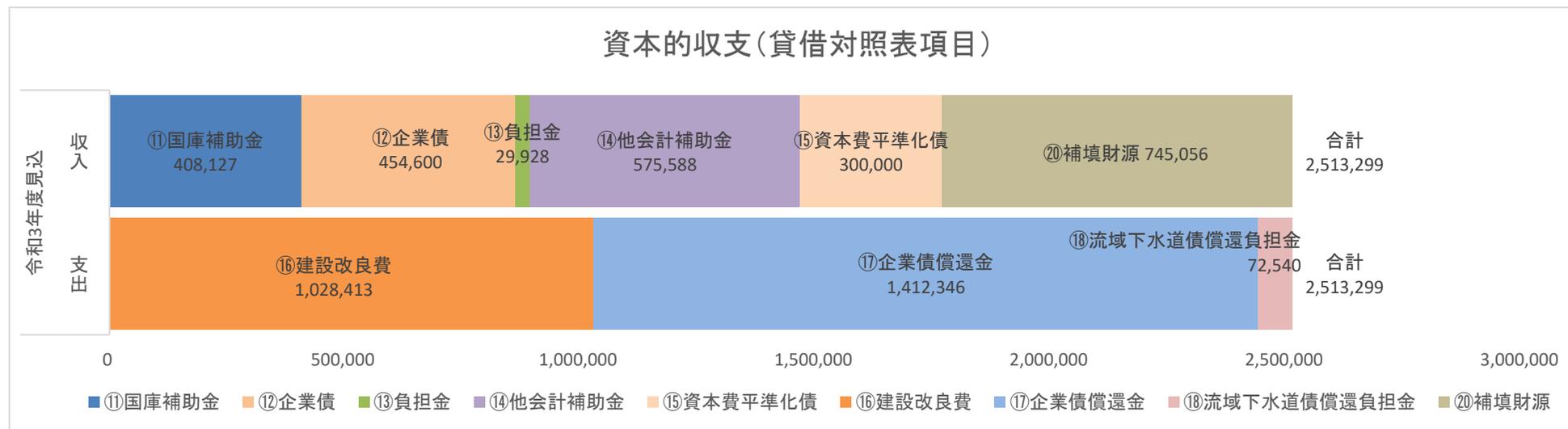
(単位:千円)

年 度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
区 分		〔 決 算 〕	〔 決 算 〕 〔 見 込 〕										
収益的収支分		1,170,471	1,174,129	1,145,953	1,082,666	1,050,672	1,034,876	1,018,340	1,004,675	999,504	993,231	992,809	996,522
	うち基準内繰入金	1,017,243	1,062,411	986,771	949,793	931,251	915,966	898,438	893,599	885,475	874,293	874,062	876,615
	うち基準外繰入金	153,228	111,718	159,182	132,873	119,421	118,910	119,902	111,076	114,029	118,938	118,747	119,907
資本的収支分		470,111	575,588	590,148	587,800	602,777	537,563	520,306	506,946	466,691	443,682	449,299	402,277
	うち基準内繰入金	54,350	55,605	53,917	43,718	44,183	42,841	41,728	36,428	31,807	28,099	25,341	22,176
	うち基準外繰入金	415,761	519,983	536,231	544,082	558,594	494,722	478,578	470,518	434,884	415,583	423,958	380,101
合 計	1,640,582	1,749,717	1,736,101	1,670,466	1,653,449	1,572,439	1,538,646	1,511,621	1,466,195	1,436,913	1,442,108	1,398,799	

○佐渡市下水道事業の経営状況について

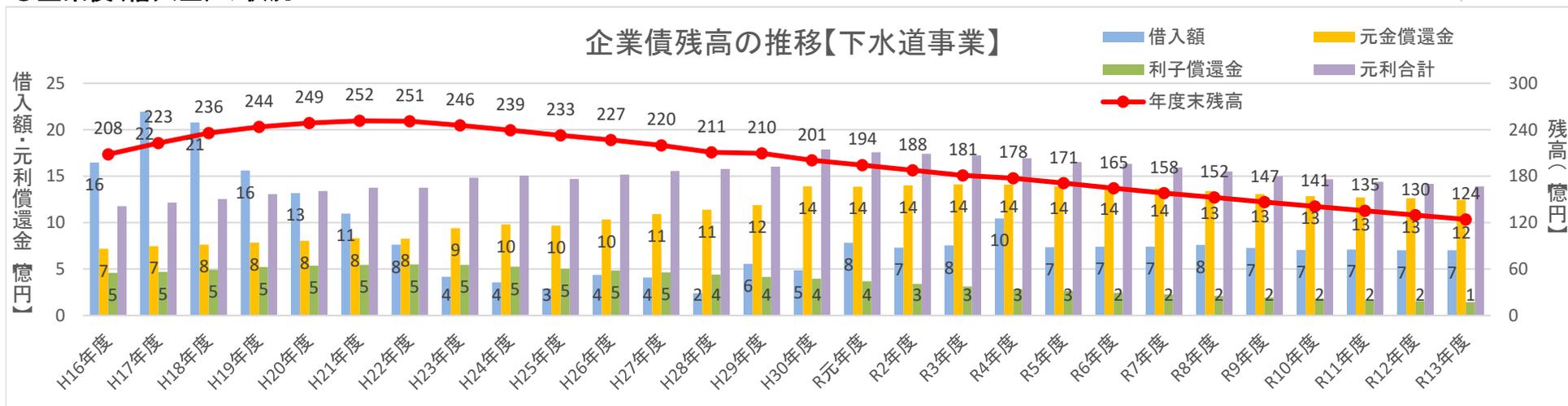


※⑥人件費及び⑦維持管理費を①使用料及び②し尿処理負担金で賄うことができず、③一般会計からの基準外補助金で補填している。
 ※⑧減価償却費から④長期前受金戻入益を引いた額が⑳資本的収支の補填財源として使用できる。(補填財源は他にもあります。)



※⑰企業債償還金は、⑮資本費平準化債のほか、⑭一般会計からの補助金と⑯収益的収支からの補填財源により支払いしている。
 ※⑯建設改良費は⑪国庫補助金、⑫企業債、⑬負担金のほか、⑭一般会計からの補助金を財源としている。

○企業債(借入金)の状況



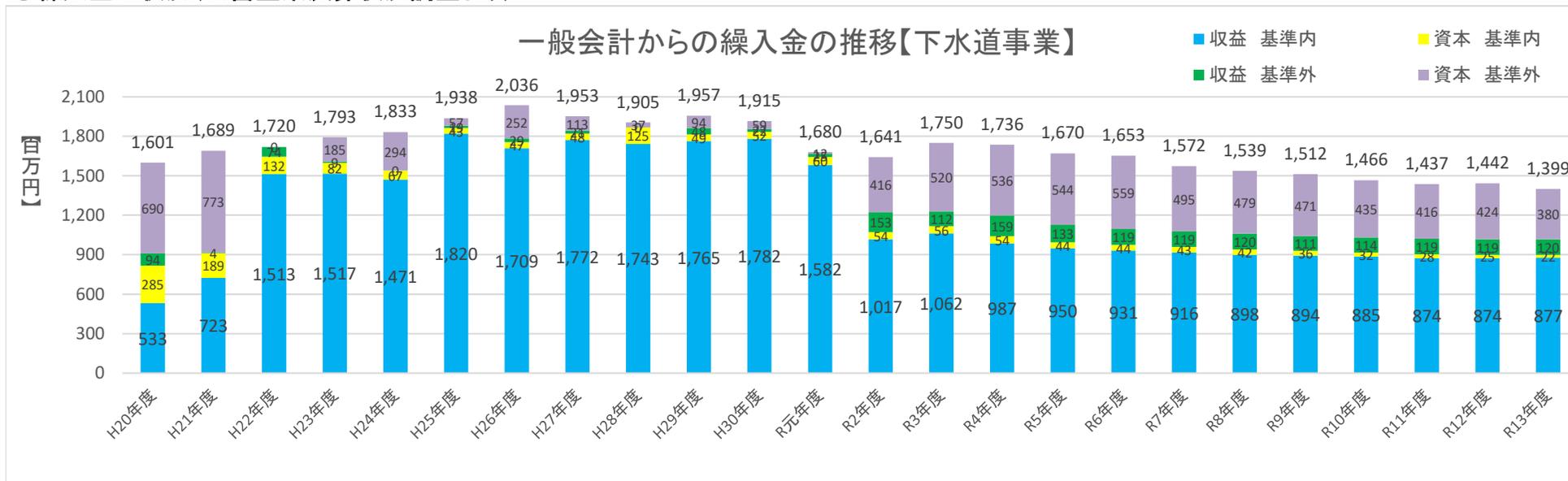
(注)平成29年度までは下水道特別会計のみ、平成30年度以降は一般会計が支出する辺地債分も加算した額になっています。(経営戦略上は含んでいるため。)

※合併前後が整備のピークで20億円以上の借入を行っていた。

※企業債残高のピークは平成21年で250億円を超えていたが、令和3年度決算では181億円まで減少している。今後も減少が続く見込み。

※現在、元金償還のピークを迎えており、不足する返済資金を補うため、令和元年度より資本費平準化債を発行している他、一般会計から繰入を受けている。

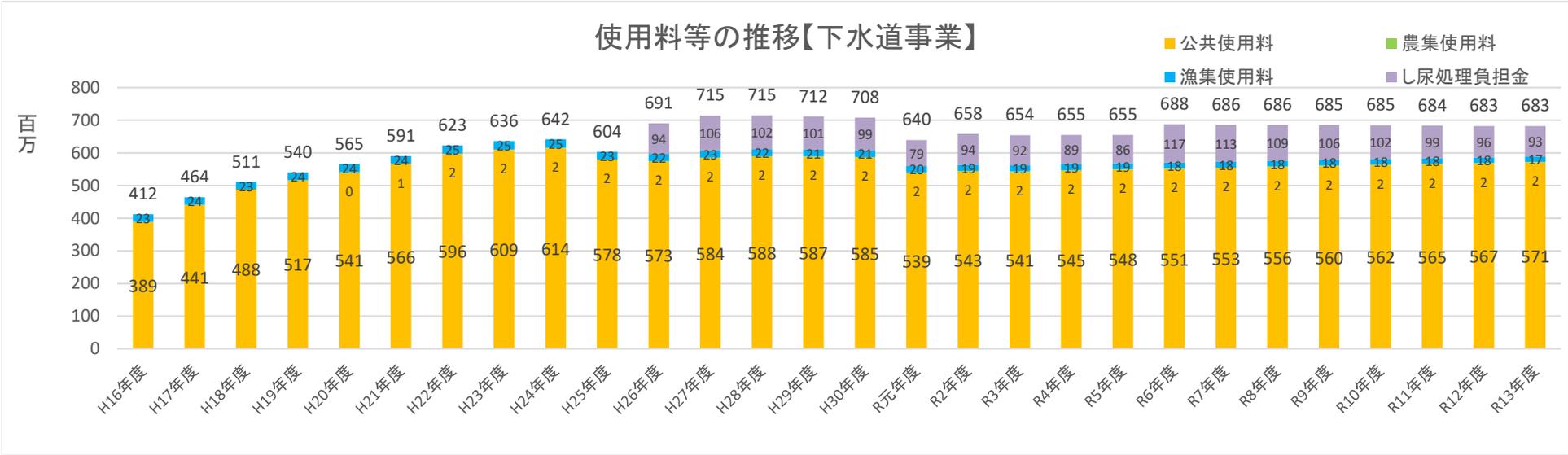
○繰入金の状況(公営企業決算状況調査より)



※令和元年度から資本費平準化債を発行(2億5千万円)したため、繰入総額が減少しています。(令和2年度以降は3億円)

※令和2年度から地方公営企業法を適用したことにより、繰入基準額の算定方法が変更になり、基準額が減少しています。

○使用料等収入の状況



※平成26年度以降は一般会計からし尿処理負担金をもらっています。
 ※令和元年度は特別会計が3月31日で打ち切り決算となったため、1箇月分少なくなっています。
 ※令和2年度以降は公営企業会計に移行したため、会計制度上、消費税抜きの金額になっています。
 ※令和6年度にし尿処理負担金の単価改定を見込んでいます。

○使用料金の変遷

①合併時～平成25年9月分(旧市町村により異なる)

	基本料金(円)	超過料金(円/m3)	消費税(%)	20m3料金	備考
両津	10m3まで 2,094円	11~50m3 272円	外税 0.05	5,054円	51m3以上は@240円
相川	10m3まで 2,400円	11m3~ 240円	外税 0.05	5,040円	
国府川処理区	10m3まで 2,300円	11m3~ 230円	外税 0.05	4,830円	
小木	5m3まで 1,000円	6~20m3 170円	内税 0.05	3,550円	21~50m3@210円、51~100m3@280円、101m3以上@330円
羽茂	10m3まで 2,500円	11m3~ 250円	外税 0.05	5,250円	
赤泊	10m3まで 2,100円	11m3~ 250円	内税 0.05	4,600円	
多田漁集	10m3まで 2,000円	11m3~ 200円	外税 0.05	4,200円	

②平成25年10月(9月使用)分～(料金統一)

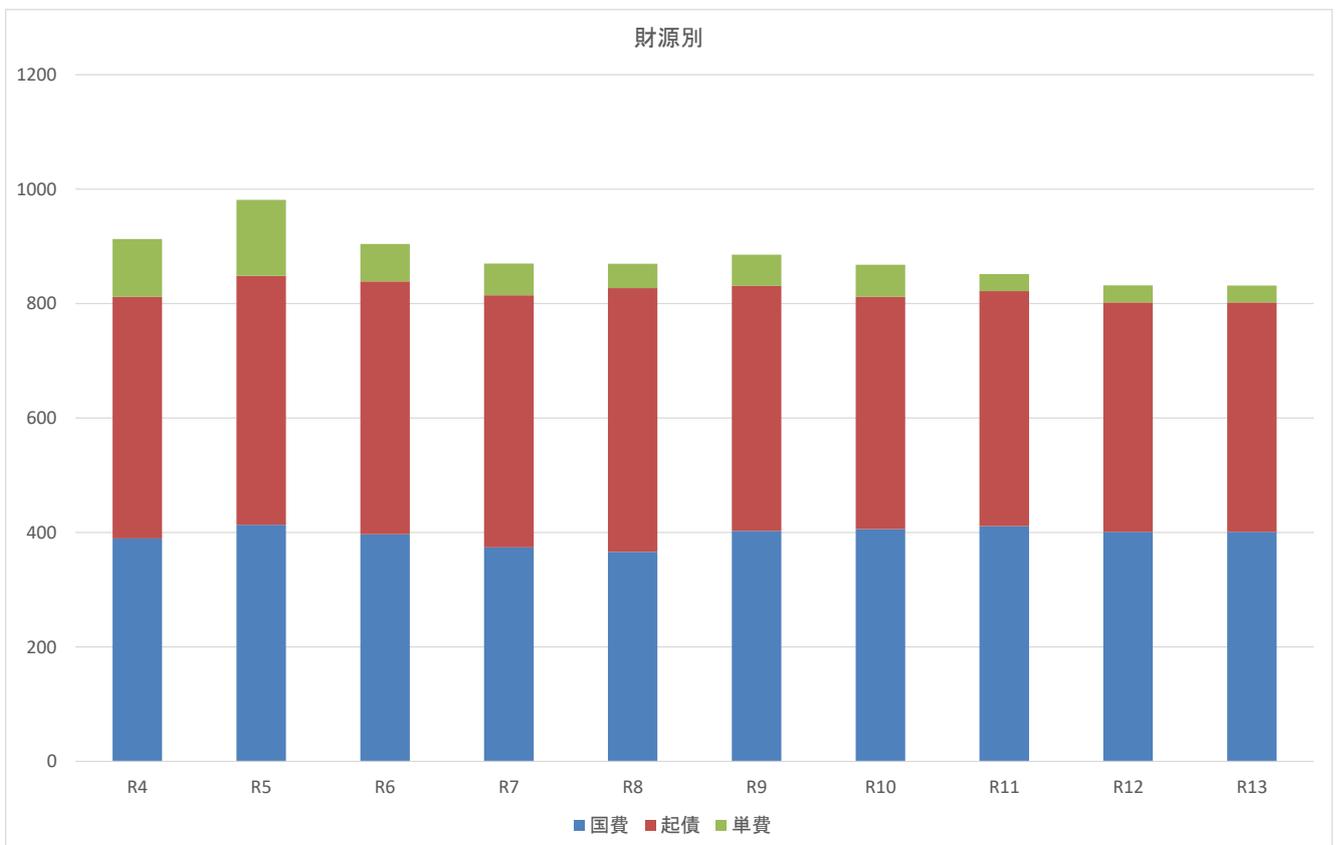
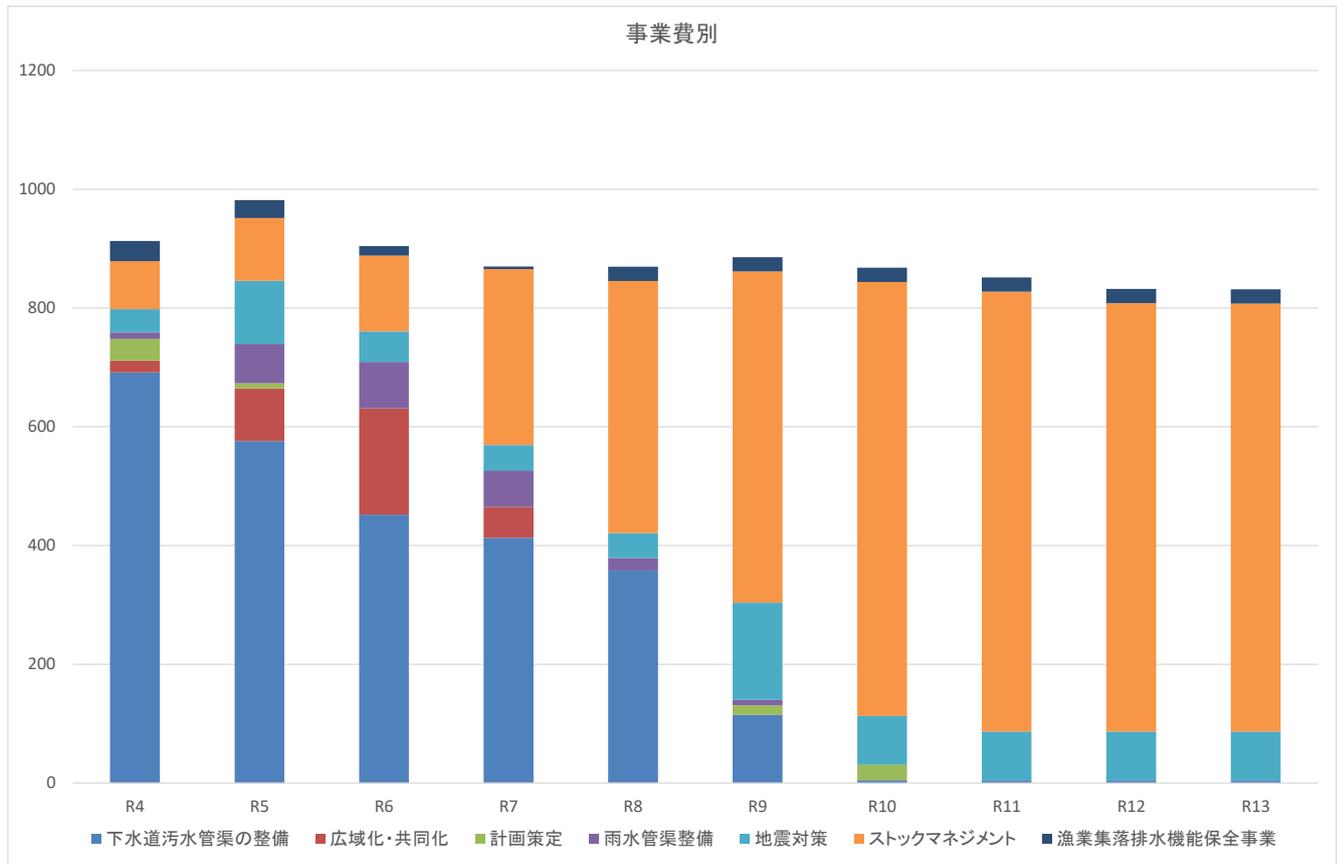
	基本料金(円)	超過料金(円/m3)	消費税(%)	20m3料金	備考
佐渡市	10m3まで 1,800円	11m3~ 230円	内税 0.05	4,100円	小木地区以外は値下げ

③平成26年5月(4月使用)分～(消費税率改定)

	基本料金(円)	超過料金(円/m3)	消費税(%)	20m3料金	備考
佐渡市	10m3まで 1,852円	11m3~ 236円	内税 0.08	4,212円	料金は105で割って108を掛けた額

④令和元年11月(10月使用)分～(消費税率改定) ※内税方式を外税方式に変更

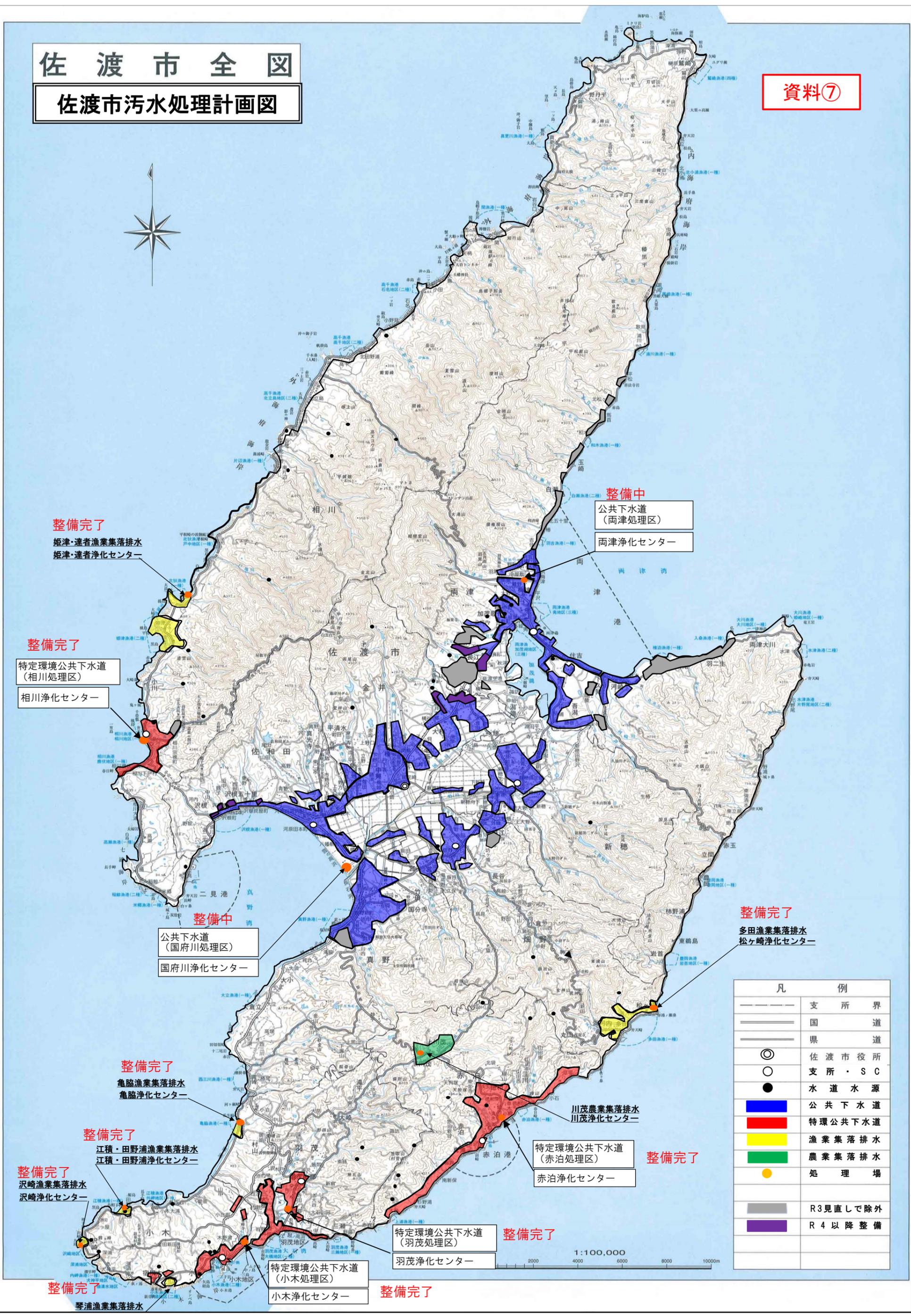
	基本料金(円)	超過料金(円/m3)	消費税(%)	20m3料金	備考
佐渡市	10m3まで 1,715円	11m3~ 218円	外税 0.10	4,284円	税抜の料金額は変更なし



佐渡市全図

佐渡市汚水処理計画図

資料⑦



整備完了
 姫津・達者漁業集落排水
 姫津・達者浄化センター

整備中
 公共下水道
 (両津処理区)
 両津浄化センター

整備完了
 特定環境公共下水道
 (相川処理区)
 相川浄化センター

整備中
 公共下水道
 (国府川処理区)
 国府川浄化センター

整備完了
 多田漁業集落排水
 松ヶ崎浄化センター

整備完了
 亀籠漁業集落排水
 亀籠浄化センター

川茂農業集落排水
 川茂浄化センター

整備完了
 江積・田野浦漁業集落排水
 江積・田野浦浄化センター

特定環境公共下水道
 (赤泊処理区)
 赤泊浄化センター

整備完了
 沢崎漁業集落排水
 沢崎浄化センター

特定環境公共下水道
 (羽茂処理区)
 羽茂浄化センター

整備完了
 琴浦漁業集落排水
 琴浦浄化センター

特定環境公共下水道
 (小木処理区)
 小木浄化センター

凡 例	
———	支 所 界
—————	国 道
—————	県 道
◎	佐 渡 市 役 所
○	支 所・S C
●	水 道 水 源
■ (Blue)	公 共 下 水 道
■ (Red)	特 環 公 共 下 水 道
■ (Yellow)	漁 業 集 落 排 水
■ (Green)	農 業 集 落 排 水
● (Yellow)	処 理 場
■ (Grey)	R3見直しで除外
■ (Purple)	R4以降整備

1:100,000
 2000 4000 6000 8000 10000m